

## 国際大会及び海外合宿等への派遣規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」又は「JAF」)が、各種国際大会及び海外での強化合宿等に選手、コーチ、審判員、役員、関係者等を派遣する事項について定める。

### (派遣の権利)

第2条 派遣の可否および派遣対象は、第3条以下の条項に基づき本連盟がすべての決定を行う。

2. 派遣選手については、必要に応じて JAF 審判委員会および JAF 強化委員会と協議の上決定する
- 3 国際体操連盟(以下「FIG」)および各国体操協会主催の各種国際大会等への派遣については、日本体操協会(以下「JGA」)と本連盟が協力して行う。

### (派遣の範囲)

第3条 本規則の対象は、次の通りとする。

- (1)本連盟主催「世界エアロビック選手権大会」、FIG 主催「エアロビック世界選手権大会」「年齢別エアロビック世界選手権大会」
- (2) AGU(アジア体操連合)主催「アジア選手権大会」、アジア大会、ワールドゲームズ、ユニバーシアード等大会
- (3) FIG 主催 World Cup Series(本連盟主催「世界エアロビック選手権大会」は除く)および各国体操協会主催 OPEN 競技会
- (4) 海外で開催される強化合宿
- (5) その他、本連盟が承認した国際大会及び海外合宿、研修等

### (選手の派遣基準)

第4条 派遣選手は本連盟が最終決定し、各大会の派遣要項に基づいて派遣手続きを行う。

- 2 前条(1)(2)の大会および(4)の合宿の派遣は、日本代表選手として公式派遣となる。
- 3 前条(1)(2)(3)の各大会について、国内大会での出場選手/組数の不足により、公式記録とならない部門の派遣は、別途協議の上決定する。
- 4 前条(1)(2)(3)の各大会について、本連盟が国内で実施していない部門は、原則として派遣を行わない。
- 5 本連盟が主催する「全日本総合エアロビック選手権大会(各地区大会、日本代表選手選考会)」および「世界エアロビック選手権大会」と開催日程が重なる場合、各種国際大会、海外合宿等への派遣は原則として行わない。

### (審判員の派遣基準)

第5条 派遣の実施および派遣審判員は本連盟が最終決定し、各大会の派遣要項に基づいて派遣手続きを行う。

### (帯同コーチ/帯同保護者の派遣基準)

第6条 帯同コーチの派遣は本連盟が決定し、各大会の派遣要項に基づいて派遣手続きを行う。

- 2 派遣の優先順位は原則として以下の基準を適用する。
  - ①上位選手のコーチでかつ JAF 登録クラブのコーチ

②当該派遣に最も多く選手を擁する JAF 登録クラブのコーチ

※同位の場合は、「全日本総合エアロビック選手権大会 日本代表選手選考会」上位選手のコーチを優先する。

3 ユース選手の派遣は、場合により帯同保護者の派遣を行う。

(その他の保護者)

第7条 前条第3項以外で、派遣選手の保護者が個人的に大会観戦に行くなどする場合は、本連盟に事前に通知しなければならない。

(派遣選手の行動規範)

第8条 派遣選手は、次の規範に従って行動しなければならない。なお、帯同コーチ、役員等関係者は、この指導に務めなければならない。

- (1)競技規則を守り、スポーツマンシップに則って競技する。
- (2)常に日本の代表としての誇りを持ち、日本代表としての義務を遂行するとともに、日常の心身の管理に努める。
- (3)社会の一員として責任ある態度と行動をとる。暴力行為、セクシャルハラスメントおよび個人的な差別など、人権尊重の精神に反する行動をとらない。
- (4)ドーピングに関して正しい知識を持ち、ドーピングを行わない。
- (5)大麻等禁止薬物を使用しない。
- (6)違法賭博を行わない。
- (7)反社会的勢力と関わらない。
- (8)主催者、支援者に対し常に敬意をもって接する。
- (9)各大会の開催要項を遵守する。

(派遣の費用)

第9条 派遣選手、帯同コーチ、帯同保護者、審判員等の費用は、原則として個人負担とする。

(派遣の事務手数料)

第10条 派遣選手ならびに帯同者の派遣手続きに係わる手数料の負担は、次の通りとする。

- (1)派遣選手、帯同コーチ、帯同保護者、審判員および役員等については、本連盟が負担する。
- (2)家族等その他帯同者の派遣に関する事務手数料は自己負担とし、本連盟に支払うものとする。

(その他)

第11条 本規則に明記されていない事項については、各国際大会及び海外合宿等の派遣要項に基づくものとする。

(付則)

第12条 本規則は、平成15年1月1日から施行する。

2. 平成17年4月1日改訂
3. 平成21年4月1日改訂
4. 平成22年9月1日改訂
5. 平成24年7月20日改訂
6. 平成25年4月1日改訂
7. 平成27年1月1日改訂
8. 平成29年4月1日改訂